2026 年 4 月現在

ひとり親家庭等医療費支給申請書の提出について

受給証がない状態で受診したとき、現物給付（窓口負担なし）に対応していない医療機関に受診したときなどで、保険診療分を負担した場合は、申請によりひとり親家庭等医療費の支給を受けることができます。

制度及び申請書（償還用）のダウンロードはこちら

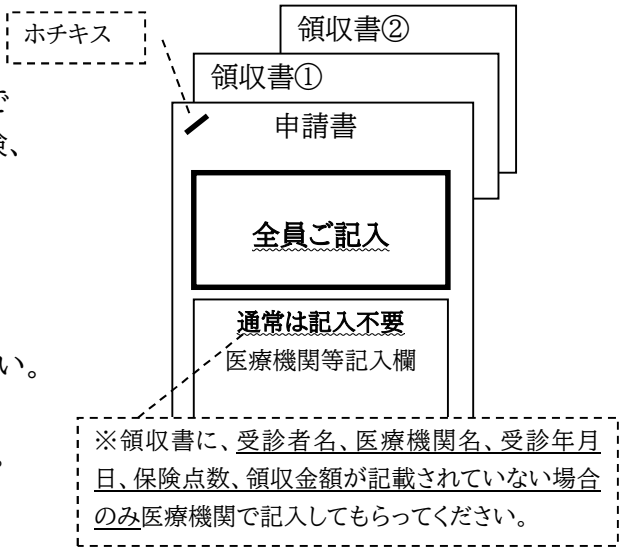
1. 申請に必要なもの

ひとり親家庭等医療費受給者証、領収書（原本）
受給者の保険情報が分かるもの（資格確認書・資格情報のお知らせ・医療保険の資格情報・マイナンバーカード）

2. 申請方法（こども福祉課または北部・南部出張所で申請できます。）

（越谷市公式 HP）

① 医療機関等窓口で自己負担分を支払い、領収書をお受け取りください。
② **領収書を医療機関（医科・歯科別）・薬局別、入院・通院別、受診月別に分けます。**
分けた領収書ごとに申請書1枚が必要になります。
③ 申請書の上段「申請者記入欄」を記入します。
受給者証と保険情報を見ながら受給者氏名（来庁者ではありません）、受給者番号、生年月日、加入医療保険、質問事項についてご記入ください。
④ 領収書（原本）は、申請書の左上にそろえて、右図のように前面に向けてホチキス止めします。
⑤ **受診の翌月以降に申請書を提出してください。**
（例）1月にかかった分は、2月1日以降に提出してください。
申請書受理後に審査をします。
受理後の審査を経て、振込み金額等が決定されます。



3. 医療費の支払い

毎月15日（※）に締切り、翌月15日に指定口座に振込みます。（※）15日が閉庁日の場合、直前の開庁日

4. 支給対象から除かれる医療費

① 自己負担金（課税者のみ） ※令和4年12月受診分まで
【 外来（薬局以外）：1,000円/月・入院：1,200円/日 】 ※医療機関ごと
② 保険のきかないもの（予防接種、健康診断、容器代、室料、診断書料など）
③ 高額療養費・附加給付金（適用される場合は、その額を控除した額を支給）
★一部負担金が高額になるときは、**限度額適用認定証の積極的な活用**をお願いします。
（限度額適用認定証についてはご加入の健康保険組合等に確認・申請してください）
④ 入院時の食事療養費
⑤ 学校行事や部活動での怪我等による医療費（※日本スポーツ振興センターによる災害共済給付が対象になる場合）
⑥ 交通事故などの第三者行為による医療費
⑦ 選定療養費
⑧ 保険情報の持参忘れ等で10割負担し、健康保険組合等に未請求のもの（※事前に健康保険組合への請求が必要です）
⑨ 時効（支払日の翌日から5年を経過したもの）

～裏面もご覧ください～

5．10割負担･補装具の場合

ひとり親家庭等医療費を申請する**前に**、受診時に加入していた健康保険組合へ申請をしてください。
健康保険組合の審査で保険診療と認められた場合には、ひとり親家庭等医療費も対象となります。

医師の指示での補装具購入や保険情報提示なしの受診で10割負担 → 加入中の保険組合へ申請＆審査 → 組合から７割(８割)分の支給＆支給決定通知の発行 → こども福祉課(出張所)へ申請＆3割(２割)分の支給

必要な書類	**★10 割を負担したとき** （保険情報を忘れた場合や、保険情報が手元に届く前の受診の場合等）	①領収書の写し **②組合からの支給決定通知（原本）**
	★治療用装具	①領収書･診断書の写し **②組合からの支給決定通知（原本）**

☆注意点　保険組合への申請に必要な書類は、ご加入中の保険組合へお問い合わせください。
保険組合への申請の時効は２年です。ご加入中の保険組合へご確認ください。

◎医療機関への適正受診にご協力ください

ひとり親家庭等医療費の助成は、市民の皆様にご負担いただいている税金を貴重な財源として実施しています。安定した制度運営のため、適正受診にご理解･ご協力をお願いします。

･救急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう。
･同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」を控え、「かかりつけ医」を持ちましょう。
･ジェネリック医薬品を活用しましょう。

【問合せ】越谷市役所　こども福祉課　直通電話:048－963－9166